

第6回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

次 第

令和2年2月28日(金)
特別会議室

- 1 開会
- 2 検討事項
 - (1) 小・中・高等学校休校に伴う、公共施設の閉館、及び、学童クラブ等の対応について
 - (2) その他
- 3 各部からの情報提供
- 4 本部長指示
- 5 閉会

検討事項 1

小・中・高等学校休校に伴う、公共施設の閉館、及び、学童クラブ等の対応について（案）

1 趣旨

多摩市として、政府からの要請を受け、**集団で集まることや不要不急の活動を自粛し、感染拡大阻止を目的として、公共施設の閉鎖等の対応を協議した。**

また、政府としても、ここ1～2週間が**集団感染（クラスター）を抑え組むことが目的**であることから、**多摩市としても、公共施設の閉館を行い、一步踏み込んだ判断をする。**

しかしながら、両親等の仕事の都合により、自宅に児童を残し置く事ができない事態を想定し、**学童クラブ等の開館し、市民生活への配慮も行う。**

2 政府の要請（抜粋）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は27日午後6時すぎから開かれた政府の対策本部で、来月2日から全国すべての小学校・中学校、それに高校などについて、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを示しました。

何よりも、子どもたちの健康 安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備える

3 公共施設の閉館

(1) 対象施設

原則、全ての公共施設を閉館とする（屋外体育施設も含む）

- ※ 法令等の根拠により開館しなければならない場合は、各所管課においてその理由をもって、防災安全課と調整すること
- ※ 複合施設や学校敷地内等において、学童クラブが設置されている場合は、当該所管課にて開所方法等の調整を図ること

(2) 閉館の期間

3/2から3/15

- ※ 閉館までの準備が整わない場合は、準備が整い次第、順次閉館とする。
- ※ 再開は、新型コロナウイルスの感染拡大状況や、公共施設閉鎖による影響を評価し、開館の準備に間に合う時期に再検討する
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大状況に変化がない場合は、閉館の継続もあり得る。
- ※ 公共施設再開の直後で、大きな事業等を予定している場合は、主催者と実施の可否について、協議を行っておく

(3) 再開の目途

基本的には、3/16に、全ての公共施設が開館することを目標とする

- ※ 3/16以降の対応については、3/10頃を目途に判断する。

4 市民生活への配慮から開館する公共施設

(1) 対象施設

市役所、全学童クラブ、貝取保育園、多摩保育園、子供準夜診療所、エコプラザ多摩、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、多摩センター駅出張所、消防団器具置場、公園・緑地、駅前駐輪場

(2) その他

各所管課において、法令等の根拠により開館しなければならない施設や、個別の施設について調査中

5 学童クラブの対応

- 保護者に対し、感染拡大阻止を目的として、可能な範囲で学童クラブに通うことを自粛することを要請する
- 児童に対し、検温を行い、連絡ノート等に記載してから学童クラブに来ることとする
- 各施設は、手洗い・うがいの徹底、手指消毒液による消毒を確実に行うこと

6 市民への周知方法

- 多摩広報3/5号の全戸配布の機会を捉えて、公共施設閉鎖の趣旨や閉館（もしくは、開館）している施設の一覧を掲載する
- 多摩市公式HP・ツイッター・多摩市メール配信サービスにより、現在の状況をお知らせする
- 必要に応じて、臨時号の追加発行も検討を行う

7 今後予想される課題

- 再開の判断をする時期の検討
- 返金額と返金方法について
- 条例・関係法令との整合性
- 市民からの問い合わせに対する対応（各所管課で問合せ対応が取れるよう注意すること）

8 報告

(1) 施設使用料の返金等について

2月27日に開催した関係課長会において、施設使用料について取り決めが行われたので報告をする

新型コロナウイルス感染防止拡大を目的に、自主的に施設使用をキャンセルした場合や、今後の公共施設閉鎖に伴う返金については、多摩市として新型コロナウイルス対策本部設置日を基準日とし、その日以降の施設使用料については返金措置を行う

- 基準日＝1月30日から3月15日分（期間延長した場合は、その期間に従う）
（例：新型コロナウイルス感染防止拡大を目的に、1月20日に1月30日分をキャンセルした場合は、返金措置に該当する）